

世界文化遺産の保存・管理等に関する
実態調査

結果報告書

平成 28 年 1 月

総務省行政評価局

前 書 き

世界文化遺産は、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成4年条約第7号。以下「世界遺産条約」という。）に基づき、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関、United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization（UNESCO））世界遺産委員会の「世界遺産一覧表」に記載された記念工作物、建造物群及び遺跡を指し、これらを人類全体の遺産として、損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することを目的としている。平成27年7月現在、全世界で802遺産が世界文化遺産として登録されており、そのうち、我が国では、「法隆寺地域の仏教建造物」、「姫路城」、「古都京都の文化財」など15遺産が登録されている。

我が国では、世界遺産条約を履行するための国内法制として、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、屋外広告物条例などの既存の法令や条例に基づき、国及び地方公共団体が各種規制や補助事業等を実施するとともに、地方公共団体が中心となった様々な取組により世界文化遺産の保存・管理が行われている。

また、世界文化遺産への登録は、テレビや書籍等の様々なメディアで大きく取り上げられることから、観光資源として地域活性化への効果も期待されており、地方公共団体、文化財所有者、関係団体等（以下「地方公共団体等」という。）では、観光客の誘致に向けた取組を行っている。

近年、世界文化遺産をめぐるのは、ユネスコ世界遺産委員会から、登録後の遺産の確実な保存・管理の担保が求められており、遺産の活用を図りながら、本来の目的である保存・管理を行っていくことが重要な課題となっている。

この調査は、以上のような状況を踏まえ、世界文化遺産の持続的な保存・管理及び活用を進める観点から、世界文化遺産に係る国、地方公共団体等の各種取組の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1 実態調査の目的等-----	1
第2 調査結果	
1 世界文化遺産の概要と現状等-----	2
(1) 世界文化遺産の概要等-----	7
(2) 我が国の世界文化遺産の保存・管理等の現状-----	23
2 世界文化遺産の保存・管理等の実施状況	
(1) 世界文化遺産に係る地方公共団体等の各種取組状況-----	56
(2) 世界文化遺産の適切な保存・管理の推進	
ア 文化財保護法に基づく保存・管理の推進	
(ア) 落書きによる重要文化財等のき損-----	75
(イ) 史跡等の無許可の現状変更等-----	83
イ 文化財保護法以外の法令等に基づく保存・管理の推進	
(ア) 自然公園法に基づく保存・管理の状況-----	93
(イ) 屋外広告物条例に基づく保存・管理の状況-----	98
ウ 来訪者の安全性又は利便性の確保-----	102
(3) 世界文化遺産の活用の効果に関する情報提供の推進-----	107

図 表 目 次

1 世界文化遺産の概要と現状等

図表 1-① 我が国の世界文化遺産一覧（平成 27 年 7 月現在）	4
図表 1-② 「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」についての世界遺産委員会からの 勧告・要請事項	5
図表 1-③ 世界文化遺産への訪問者数の推移（登録前後の指数）	6

(1) 世界文化遺産の概要等

図表 1-(1)-① 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成 4 年条約第 7 号） ＜抜粋＞	12
図表 1-(1)-② 世界遺産一覧表への登録プロセス（文化遺産）	16
図表 1-(1)-③-i 世界遺産条約履行のための作業指針（仮訳）＜抜粋＞－評価基準－	17
図表 1-(1)-③-ii 世界遺産条約履行のための作業指針（仮訳）＜抜粋＞－真正性、完全性－	18
図表 1-(1)-③-iii 世界遺産条約履行のための作業指針（仮訳）＜抜粋＞－保護管理体制－	19
図表 1-(1)-③-iv 構成資産と緩衝地帯の境界設定の例（姫路城）	20
図表 1-(1)-④ 世界遺産の保護の取組の強化に係る関係規定	21

(2) 我が国の世界文化遺産の保存・管理等の現状

図表 1-(2)-① 我が国の世界文化遺産の概要	29
図表 1-(2)-② 世界遺産条約締結に係る国内立法措置（国会審議抜粋）	39
図表 1-(2)-③ 我が国における世界文化遺産の法的保護の概念図	40
図表 1-(2)-④ 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針）（平成 27 年 5 月 22 日閣議決定）＜抜粋＞	41
図表 1-(2)-⑤ 文化財保護法の規定（管理、修理等に関する補助）＜抜粋＞	42
図表 1-(2)-⑥ 世界文化遺産における文化財保存事業費補助金の交付実績	43
図表 1-(2)-⑦ 文化遺産を活かした地域活性化事業（平成 27 年度）の概要	44
図表 1-(2)-⑧ 平成 26 年度「世界遺産一覧表記載資産保全状況報告書」記載要領＜抜粋＞	45
図表 1-(2)-⑨ 包括的保存管理計画の例（富岡製糸場と絹産業遺産群）	48
図表 1-(2)-⑩ 管理計画（包括的保存管理計画）の策定状況	49
図表 1-(2)-⑪ 世界文化遺産の管理体制	50
図表 1-(2)-⑫ 世界遺産関係都道府県主管課長会議設置要綱（平成 11 年 4 月 1 日制定） ＜抜粋＞	54
図表 1-(2)-⑬ 「世界文化遺産」地域連携会議規約（平成 23 年 6 月 7 日制定） ＜抜粋＞	55

2 世界文化遺産の保存・管理等の実施状況

(1) 世界文化遺産に係る地方公共団体等の各種取組状況

図表 2- (1) - ① 地方公共団体がボランティアを効果的に活用して保存・管理の取組を実施している例-----	57
図表 2- (1) - ② 保存・管理に係る事業の財源確保に寄附金や観光客からの協力金を活用している例-----	61
図表 2- (1) - ③ 世界文化遺産登録後の観光客の増加により発生した課題に対策を講じている例-	64
図表 2- (1) - ④ 世界文化遺産を活用した取組により観光客の増加など地域活性化につながっている例（観光客と地域住民との交流や伝統の継承に活用しているもの）-----	67
図表 2- (1) - ⑤ 世界文化遺産を活用した取組により観光客の増加など地域活性化につながっている例（見学方法を工夫し集客につなげているもの）-----	69
図表 2- (1) - ⑥ 世界文化遺産を活用した取組により観光客の増加など地域活性化につながっている例（新たな情報発信の手法を積極的に取り入れているもの）-----	70
図表 2- (1) - ⑦ 地方公共団体が行う教育により、伝統保存技術の新たな継承者の育成につながっていると考えられる例-----	72
図表 2- (1) - ⑧ 地方公共団体がボランティア養成に積極的に関わることにより、広報活動などを行うボランティア活動が活性化している例-----	73

(2) 世界文化遺産の適切な保存・管理の推進

ア 文化財保護法に基づく保存・管理の推進

(ア) 落書きによる重要文化財等のき損

図表 2- (2) - ア - (ア) - ① 重要文化財等に係るき損届についての規定-----	78
図表 2- (2) - ア - (ア) - ② 落書きによる重要文化財等のき損事例（一覧表）-----	79
図表 2- (2) - ア - (ア) - ② - i 落書きによる重要文化財等のき損の例（No. 6 の例）-----	80
図表 2- (2) - ア - (ア) - ② - ii 落書きによる重要文化財等のき損の例（No. 13 の例）-----	81
図表 2- (2) - ア - (ア) - ③ 「文化財の防犯体制の徹底について」（平成 27 年 4 月 8 日付け 27 庁財第 26 号）-----	82

(イ) 史跡等の無許可の現状変更等

図表 2- (2) - ア - (イ) - ① 重要文化財の現状変更等の許可申請についての規定-----	85
図表 2- (2) - ア - (イ) - ② 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請についての規定-----	87
図表 2- (2) - ア - (イ) - ③ 「文化財保護法の一部改正等に伴う制度の運用方針等について（通知）」（平成 17 年 4 月 26 日付け 17 庁財第 33 号）＜抜粋＞-----	89
図表 2- (2) - ア - (イ) - ④ - i 史跡等の無許可の現状変更等の例-----	90
図表 2- (2) - ア - (イ) - ④ - ii 史跡等の無許可の現状変更等の例-----	91
図表 2- (2) - ア - (イ) - ④ - iii 史跡等の無許可の現状変更等の例-----	92

イ 文化財保護法以外の法令等に基づく保存・管理の推進

(ア) 自然公園法に基づく保存・管理の状況

図表 2-(2)-イ-(ア)-① 世界文化遺産の保存・管理に係る自然公園法の規定（特別地域における規制）	94
図表 2-(2)-イ-(ア)-② 自然公園法に違反して設置されている工作物等の事例（一覧表）	96
図表 2-(2)-イ-(ア)-③ 自然公園法に違反して設置されている工作物等の例（No. 1 の例）	97

(イ) 屋外広告物条例に基づく保存・管理の状況

図表 2-(2)-イ-(イ)-① 屋外広告物法の規定（条例による広告物の表示等の制限）	99
図表 2-(2)-イ-(イ)-② 屋外広告物条例に違反して設置されている屋外広告物の事例（一覧表）	100
図表 2-(2)-イ-(イ)-③ 屋外広告物条例に違反して設置されている屋外広告物の例（No. 1 の例）	101

ウ 来訪者の安全性又は利便性の確保

図表 2-(2)-ウ-① 来訪者の安全性又は利便性が損なわれている事例（一覧表）	103
図表 2-(2)-ウ-①-i 来訪者の安全性又は利便性が損なわれている例（No. 1 の例）	104
図表 2-(2)-ウ-①-ii 来訪者の安全性又は利便性が損なわれている例（No. 2 の例）	105
図表 2-(2)-ウ-①-iii 来訪者の安全性又は利便性が損なわれている例（No. 3 の例）	106

(3) 世界文化遺産の活用効果に関する情報提供の推進

図表 2-(3)-① 文化庁による文化遺産の活用方策に係る情報提供の実施状況	109
図表 2-(3)-② 事業実施計画書における効果指標の設定状況	110
図表 2-(3)-③ 地域活性化の取組に関する国からの積極的な情報提供についての地方公共団体の意見	111